

機関番号：34410

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：平成20年度～平成22年度

課題番号：20530057

研究課題名(和文)

日本と韓国における最近の少年司法政策の変化に関する理論的・実証的研究

研究課題名(英文)

A Study on the Change of Juvenile Justice Policies in Japan and Korea

研究代表者

崔 鍾植(Choi, Jong-Sik)

大阪商業大学・総合経営学部・准教授

研究者番号：20380652

## 研究成果の概要(和文)：

(1) 最近の少年非行の動向としては、まず日韓ともに低年齢化の傾向が顕著である。少年比と殺人罪については韓国より日本のほうが高いが、反面、強盗罪と強姦罪、10万人あたりの少年犯罪者の割合は、韓国が日本より高く現れている。(2) 少年司法においては、少年の健全育成という側面から見れば、全般的にまだまだ足りないところが少なくない点から、日韓ともに「少年保護の理念」という初心に帰って処遇の多様化と充実化のためのさらなる工夫が必要であると判断される。特に、日韓ともに刑事裁判において少年に対する配慮が足りないところが多い点から抜本的な改善方策が急を要する。(3) 日韓少年司法において望ましい市民参加による裁判制度については、少年審判と刑事裁判ともに参審制形態の市民参加による非公開の裁判制度の導入を検討すべきであるという結論に至った。

## 研究成果の概要(英文)：

(1) The recent tendency of juvenile delinquency shows that the ages of young offenders are getting younger in both Japan and Korea. It is distinctive that the percentage of juvenile delinquency among total criminal cases presents higher in Japan than in Korea. However, not only the rate of robbery and rape, but also the number of young offenders per 100,000 persons appear higher in Korea than Japan. (2) In fact, there seems to be lacking in sound fostering of juveniles in Japan and Korea. It is necessary that both Japan and Korea should improve various and sincere treatments toward young offenders based on the original principle of juvenile justice whose top priority is protection of juveniles. (3) As a result, it could be the most appropriate for Japan-Korea juvenile justices to adopt a new type of closed-door civic participation trials by Continental Mixed Jury System for both juvenile trial and juvenile criminal trial when it comes to citizen participation trial.

## 交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
総計	3,400,000	1,020,000	4,420,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：日韓少年司法政策比較、日韓少年司法比較、日韓少年非行比較、日韓先議制比較、日韓少年法改正比較、日韓少年審判制度の比較

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 最近、日本の少年司法制度は、伝統的な保護優先主義から脱皮して「保護主義を縮小し、社会保護・被害者と社会に対する少年の責任と義務、少年の能力の伸長」の間に均衡をとらなければならないという動きが高まりつつあった。一方、韓国においても、「検察官先議制」のもとで、刑事処分優先的な運用を長い期間施行されてきたが、最近「刑事処分緩和」と「保護主義拡大」という傾向が表れた。両国のこのような変化はどのような背景や原因から生み出されてくることなのか。

(2) 韓国少年法は1958年制定されたが、日本の旧少年法が採用していた「検察官先議制」を解放後にもそのまま維持している。韓国の「検察官先議制」と日本の「家庭裁判所先議制」という基本構造の相違が日韓両国の少年司法を特徴づけている。

(3) 両国の最近の動向から推測される新しい傾向は、韓国における「刑罰(処罰)緩和」と日本における「厳罰化」への傾向である。つまり、最近韓国においては、今までの刑罰優先の厳罰化による前科少年の量産という事情について厳しい批判論が高まっており、この世論を背景に裁判所側から「検察官先議制」を「裁判所先議制」へと修正しようとする動きまで出ている。他方、日本では、韓国とは逆に今までの保護処分優先主義から一転して、刑罰適用年齢を16歳から14歳へと引下げ、一定の重大犯罪については検察官への「原則逆送規定」を設け、さらに14歳未満の触法少年に対する手続の見直しも行われている状況に置かれていた。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、以上のような日韓両国における最近の少年司法政策の変化を、社会的背景も含め、歴史的、理論的、実証的観点から

比較分析することをもって少年司法の将来の発展方向を提示しようとするものである。

(2) 最近の両国における少年司法政策の変化に関するその背景や原因を実証的に比較分析する研究は、お互いに他山の石となる面が多いと考える。もし、韓国におけるそのような少年司法政策の変化が刑事処分優先主義を長年施行してきた結果、それが非行少年の健全な育成に長所よりは短所が多いことが判明された結果によるものとしたら、それは日本の少年司法政策においても示唆に富むといわねばならないと思われる。また、日本の場合にも最近の少年司法政策の変化がもつばら少年側にだけその原因や責任があるのだろうか。他の動因はなにがあるのかについて究明することによって望ましい少年司法政策の方向についての示唆も得られると考える。

## 3. 研究の方法

(1) 最近の日韓少年犯罪の動向と実態を調査し、比較分析する。(2) 少年審判前段階、審判段階、処遇段階における両国の手続の相違や運用の特徴を国際基準に基づいて検討する。(3) 日韓少年司法制度における先議制の相違が少年に対する処分の面からいかなる相違をもたらすかを明らかにする。(4) 韓国の刑罰優先主義と日本の保護処分優先主義の歴史的背景とその運用の実態について検討する。そして、両国における最近の逆の動向と傾向について実態と背景を分析し、望ましい少年司法の発展方向を提示する。

(5) 日本の少年法改正過程を分析し、現在進行されている韓国の少年法改正作業と比較・検討を行う。(6) 少年犯罪による被害者問題は、少年司法政策の変化にどのような影響を及ぼしているかを考察する。(7) 日本、韓国、主要先進国(イギリス、フランス、

アメリカ、カナダ)での文献資料収集、関連機関及び施設訪問調査とヒアリング等によって収集した情報を分析考察する。

#### 4. 研究成果

(1) 最近の少年非行(犯罪)の動向: ①日韓ともに最近の少年非行の動向は、数的な増減の側面では安定していると言えるが、内容的には両国ともに年少少年の犯罪が最も多いことから(日本:一般少年刑法犯の38.3%、平成22年版犯罪白書、140頁、韓国:特別法犯を除いた少年刑法犯の39.1%、2010年版犯罪白書、110頁、ただ日本がややより強い傾向が見える)、日韓ともに年少少年に対する対策の工夫が喫緊の課題である。②また少年比は日本(一般少年刑法犯の31%、平成22年度犯罪白書、142頁)より韓国(特別法犯を除いた少年刑法犯の7.8%、2010年版犯罪白書、109頁)の方が約4倍程度低く現れている。これはそもそも韓国において成人犯が多いことから起因することだが、しかし少年人口比を比べると、日本が900名(一般少年刑法犯基準、平成22年版犯罪白書、139頁)、韓国が1318名(特別法犯を除いた少年刑法犯基準、2010年版犯罪白書、109頁)に上り韓国の方がはるかに多いことが分かる。このような相違は、日韓両国の社会的背景や環境が異なるところにその原因があるといつてよいと考えられる。③韓国は再犯率が35.6%(特別法犯を除いた少年刑法犯基準、2010年版犯罪白書、125頁)に上っているが、日本も一般刑法犯の約31%(平成22年版犯罪白書、175頁)を上回ることから分かるように両国ともに少年犯罪の再犯率が高いという悩みを抱えていることが分かる。その原因としては、家庭的・社会的環境(人性より受験中心の教育)の影響がもっとも大きい、特に初発非行少年に対する適切な処遇の不備等再犯防止のための対策(社会復帰後の生活支援

や就業支援等)の不十分さも大きな原因として考えられる。

(2) 審判前段階、審判段階、処遇段階における両国の比較分析: ①審判前段階: 第一に、韓国は日本と違って「検察官先議制」をとっており、この点から少年司法の全体的な運用の違いが生じている。韓国の少年司法においては、その中心的な役割を担っている機関は、少年裁判所(日本は家庭裁判所、韓国はソウル家庭裁判所及び地方裁判所の少年部、以下同じである)ではなく検察官であるといつてよいだろう。検察官先議制とともにこの「検察官先議」をより強くする独特な制度として、「検察官の決定前調査制度」と「条件付起訴猶予制度」がある。この二つの新しい制度は、検察官が少年裁判所に先立って非行少年に対する調査権や起訴猶予権をもっと幅広く行使したいという狙いの制度である。しかし、捜査段階で検察側に少年の要保護性に関わる深い内容についての幅広い調査権を与えるべきではないと考えられる。さらに「条件付起訴猶予制度」も少年裁判所の機能を形骸化させる恐れが非常に高い。韓国において検察官先議制度の弊害は実際の運用の面でも明らかになっている。すなわち、検察官が起訴猶予した少年による再犯率がもっとも高い(拙著、「第6次少年法改正の問題点に関する考察」、韓国刑事政策学会誌、第20巻1号)。検察官が先議権を適切に行使していない反証であると考えられる。訴追機関である検察への行き過ぎた権限集中は、少年の健全育成という肝心の問題を見逃す恐れが高いと考えられる。2003年3月18日、国連児童権利委員会が、「年少者を刑事手続に回付するかどうか、保護処分をするかしないかを決定する検察官の自由裁量(検察官先議主義)を廃止するために法律を改正する」ことを勧告したにもかかわらずいまだ反映されてない。第二に、日本は審判

前段階で触法少年と虞犯少年について年齢別に処理を異にする体制になっているが、韓国では日本のような仕組みを取っておらず、一律的に処理している。つまり、触法少年と虞犯少年について福祉的な対策を優先させることができる仕組みになっていない。その意味では日本のほうが触法少年と虞犯少年について福祉的処理を重視しているとも言える。触法少年に対する警察側の調査権限の認定をめぐった問題についても、韓国では議論されたことがない。②審判段階：第一に、両国の調査制度をみると、日本はきちんとした家庭裁判所調査官の制度を設け、家庭裁判所における処分決定はこの調査制度の充実さを前提としている。反面韓国は、少年法上調査官制度は設けているが、実際には充実化・活性化されていない。また少年調査はほとんど「少年分類審査院（日本の少年鑑別所）」で行われているが、最近その少年分類審査院も縮小されて1カ所しかない状況である。残りは一部の少年院で業務を分担しているが、分類審査業務の高い専門性に照らし独立化・専門化させた方が望ましいと考える（こちらの部分についても国連児童権利委員会が是正を勧告していた）。第二に、日本の場合は、2007年5月25日の改正で犯罪少年と触法少年が第22条の2の重大犯罪を犯し、観護措置が取られた場合は、家庭裁判所の職権で弁護士の付添人を付すことができるようになっているが、いまだ全面的・必要的国選弁護人制度の制度にまではなっていない。韓国は2007年12月の改正（2008年6月施行）によって、国選補助人制度が新設されたが、少年が少年分類審査院に委託された場合、補助人がいない場合には、法院は弁護士など適正の者を補助人として選定しなければならない。つまり、韓国では日本とは異なり三つの少年（犯罪・触法・虞犯）がすべて含まれている。さらに職権ではあるが、

義務的となっている。さらに、少年が少年分類審査院に委託されなかった場合にも、一定の場合には法院の職権で、もしくは少年または保護者の申し込みによって補助人を選任することができる。特に、貧困の場合まで含まれていること、少年と保護者も申し込めるということから韓国のほうが幅広く国選弁護人の選任を保障していることが分かる。少年審判と刑事裁判ともに少年の権利保障の徹底という見地から日本も全面的・必要的国選弁護人制度を導入すべきである。第三に、少年審判廷の特徴を見ると、日本の家庭裁判所は一定の場合、検察官も審判廷に立ち会えるが、韓国の少年裁判所では検察官の立ち会いは認められていない。これは、日韓の先議制の違いから来る当然の結果であるとも考えられるが、少年保護を徹底するためにはやはり日本でも家庭裁判所で行われる少年審判には検察官の立ち会いは望ましくないと思われる。第四に、日本の場合は少年法上3つの保護処分を設けているが、もっと多様化させるために保護処分の数を増やすべきである。韓国は最近の改正で従来の7種類から10種類まで増やした。特に付加処分となっていた社会奉仕命令と受講命令を独立処分にし、1ヶ月以内の少年院送致を新設したことが特徴である。1ヶ月以内の超短期の少年院送致は、法務部が最初から14歳未満の触法少年に対してショック拘禁を通して矯正をはかるという意図を明らかにしているが、その発想からも分かるように、これはもう保護処分ではなく刑罰の執行にはかならない。拘禁の状態からではなく自分の家から通わせながら教育を受けさせるなどの工夫が必要である。最近の保護処分の状況を見ると、日本は依然として審判不開始決定と不処分決定とを合わせた割合が75%を上回っている（平成22年度犯罪白書、資料編、49頁）。しかし、2000年の少年法改正の以降、

原則逆送が相当増加したことは憂慮すべき運用であると言わざるを得ない。国連子供の権利委員会は、子どもの権利条約の施行状況に関する日本政府の第2回報告書に対する最終所見で、2000年の第一次改正による「改革の多くが条約及び少年司法に関する国際基準の原則並びに規定の精神にのっとっていない」ことを指摘している（武内謙治、「少年司法と少年の権利保障」、少年非行防止政策日韓学術交流会2008年報告書、12頁）。家庭裁判所で行われる検察官への逆送についてはもっと謙抑的な行使が求められる。韓国の少年裁判所における処分の現況を見ると、日本とは違って保護処分率が約75%以上であり、審判不開始と不処分決定率はあわせて20%程度にとどまっている（2010年版犯罪白書、261頁）。保護処分率が高い理由としては、検察官が軽微な事件については、ほとんど不起訴の処理をしているからである。③処遇段階：第一に、韓国は2000年代から少年院の特性化に力を入れて所期の成果をあげることができたが、わずか5年後少年院に送致される少年の激減という名目で少年院の規模や特性化が縮小されてしまう過程を辿った。ただ、少年院の中で退院後に実際に役に立てる職業教育を重点的に行っているところは高く評価される。この中、保護処分の一つとしても設けられている社会内処遇としての受託施設処分は注目に値し、また正規の保護処分ではないが、ボランティア施設である「青少年シェルター」の活動は居場所や受け皿のない非行少年たちを預かって実質的な援護活動を行っている点から高く評価される（全国72カ所に設置）。第二に、日本の処遇の中では、まず、家庭裁判所での中間処遇ではあるが「補導委託先」の活動に注目したい。異論の余地はあるが、非行少年たちの更生に大きな貢献を果たしていることは間違いない。これを試験観察の中間処遇とし

ただけではなく、正規の保護処分としても活用する方策をも検討すべきである。第三に、日韓の少年院を参観した結論を基に少年院処遇について日韓を比較して見ると、韓国は職業教育等の外向きの教育を重んじており、日本は少年の反省を促したり心を癒したりする等の内向きの教育を重視していると言える。

（3）両国の少年法改正の動き：韓国は2007年12月に大々的な第6次改正が行われ、日本は2008年の第3次少年法改正によってそれぞれ一段落された様子である。韓国は第6次改正によって検察官先議制がより一層強化された反面、少年裁判所の機能はその分委縮されたと言える。第6次改正によって少年の権利保障が強化されたと認められるところは、全面的「国選補助人制度」の導入程度である。一方、最近10年間連続的に行われた日本における少年法の改正は、確かに保護主義の強化ではなく、保護主義の弱体化・退歩化であると言える。少年の権利を実質的に保障するためのところはほとんどなかったと言ってよいだろう。

（4）少年司法における市民参加の望ましいあり方：日韓において最近実施された刑事裁判での市民参加による裁判制度（韓国では「国民の刑事裁判参与制度」日本は「裁判員裁判制度」）は、少年に対しても大きな影響を及ぼしている。いま、日韓少年司法においてもっとも重要な問題は、犯罪少年に対する市民参加による刑事裁判をどうすればよいのかということだと思う。両国においては、少年裁判所での審判と処遇はある程度定着化・安定化されてきたと言えるかもしれないが、刑事裁判所での裁判と処遇はまだ解決しなければならない問題が少なくない。第一に、日韓ともに少年裁判所で行われる少年審判と刑事裁判所における刑事裁判は少年裁判所として一元化し、市民が参加する非公開の参

審制による審判と裁判、また専門裁判官のみの単独・非公開の審判と裁判ができる体制として再編するよう検討すべきである。第二に、犯罪少年に対しては、基本的に市民参加による刑事裁判を選択できる制度とし、例外的に犯罪事実を争う場合には市民参加による非公開の刑事裁判にする方策を検討すべきである（拙著、「韓国における少年陪審裁判の現状と課題」、2010；「日本における少年刑事事件に対する裁判員裁判の動向」、2010）。第三に、日本の家庭裁判所においては、原則逆送をもっと慎重に行使すべきであり、精神鑑定の結果、発達障害や学習障害として判明した子どもに対しては刑事裁判所へ逆送してはならず、たとえ逆送になったとしても刑事裁判の中でそれが明らかになったときは、再び家庭裁判所へ移送しなければならない。この少年たちに対しては、保護処分として治療を優先しなければならないよう少年法を改正すべきである。

(5) 韓国では長い期間、検察官先議主義の下で厳罰化が進んで来た反発で検察官先議主義を強く批判し、少年裁判所先議主義へ転換しようと議論が行われている。この影響で、最近検察官からの起訴率の変化は大きく変わらないにもかかわらず、刑事裁判所では実刑率が著しく減少している（2010年版犯罪白書、221、334頁）。つまり、最近韓国での刑罰緩和という現象は、長年に渡って厳罰主義を維持してきたことに対する刑事裁判所の反省の結果ではないかと考えられる。反面、日本は韓国の場合とは全く逆の現象であると言える。つまり、長年に渡って保護優先主義を維持してきた反動としての厳罰主義への回帰の結果ではないかと見られる。韓国が辿り着いた過程を見る限り、これから日本の方にも少年犯罪者がもっと増えるのではないだろうか懸念される。

(6) このような研究成果は、国内外における独特な比較研究として位置づけられ、韓国においてこれからの少年司法の運用に対して大きなインパクトが与えられると考えられる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計7件)

- ① 崔鍾植、「韓国における少年陪審裁判の現状と課題」、『少年法の理念』、査読無、2010、188-199
- ② 崔鍾植、「少年裁判所において市民参加型裁判制度に関する考察—フランスとイギリス少年裁判を中心として—」(韓国語版)、韓国少年政策学会誌、査読有、14巻、2010、129-159
- ③ 崔鍾植、「日本における少年刑事事件に対する裁判員裁判の動向」、(韓国語版)、韓国少年政策学会誌、査読有、15巻、2010、64-89
- ④ 崔鍾植、「韓国少年法改正の動向と課題」、刑政、査読無、2009、121巻3号、26-37
- ⑤ 崔鍾植、「第6次少年法改正の問題点に関する考察」(韓国語版)、韓国刑事政策学会誌、査読有、2008、352-376
- ⑥ 崔鍾植、「少年刑事事件と国民刑事裁判」(韓国語版)、韓国刑法学会誌、査読有、2008、377-400

### 〔学会発表〕(計3件)

- ① 崔鍾植、「日本における少年刑事事件に対する裁判員裁判の動向」(韓国語)、2010年度夏季韓国少年政策学会(ソウル漢陽大学)、2010年8月24日
- ② 崔鍾植、「韓国における少年刑事事件に対する陪審裁判の現状と課題」、第114回九州法学会(鹿児島大学)、2009年6月27日
- ③ 崔鍾植、「2007年韓国少年法改正の問題点」、第9回日本司法福祉学会(九州大学)、2008年8月3日

### 〔その他〕

ホームページ等：<http://cjsik.net>

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者：

崔 鍾植 (CHOI, JONG-SIK)

大阪商業大学・総合経営学部・准教授

研究者番号：20380652